

川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱

第1条 目的

この要綱は、緊急に保護することを要する母子等を母子緊急一時保護施設（以下「指定施設」という）へ入所させて、当該母子等の当面の生活安定を図るため、相談、指導、援護等を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

第2条 指定施設

この事業を実施するために、次の施設を指定施設とする。

- 1 施設名 川崎市ヒルズすえなが
- 2 所在地 川崎市高津区末長1丁目3番6号
- 3 指定施設における一時保護の定員は、2世帯とする。

既に2世帯入所している場合に緊急一時の入所希望があった場合、児童福祉法第23条による母子保護の実施のために使用する居室に空きがある場合については定員を超えての入所を可とする。

第3条 入所の条件

この事業の対象者は配偶者のない女子、または、これに準ずる事情にある女子及び、そのものの監護すべき18歳未満の児童であって、その児童の福祉に欠け、かつ緊急に保護することを必要とする状況にあると認められる者とする。

ただし、法令等の適用により、他の施設において保護を受けることができる者は、この事業の対象としない。

なお、上記条件に該当する単身妊婦についても入所を可とする。ただし、当該妊婦の入所については出産病院の確保がされた場合とする。

また、実態として母とその子の世帯以外で、女子とその者の監護する児童にとって指定施設の利用が必要であると判断された場合は、福祉事務所・指定施設・施設所管課で協議すること。

第4条 入所の制限

指定施設の長は、第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには、指定施設の入所を制限することができるものとする。

- (1) 結核、梅毒等、伝染性の疾患を有すると明らかに認められるもの、又は他の疾患により加療を要する状態にあるもの。
- (2) その他、入所させることにより、母子生活支援施設の運営管理上、著しい支障となると認められる者

第5条 一時保護の申請

福祉事務所長は、それぞれの管轄する福祉事務所の管内において第3条の入所対象者を認めた時は、母子緊急一時保護申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。この場合において、福祉事務所長が一時保護について特に緊急性があると認める場合は、申請書を事後に提出させることができる。

第6条 一時保護の依頼

一時保護の申請を受けた福祉事務所長は、これを審査し、一時保護の必要性があると判断した場合には、母子緊急一時保護依頼書（第2号様式）に、その他関係書類を添付して、速やかにその母子等の一時保護の開始を指定施設の長に依頼する。

第7条 一時保護の決定

福祉事務所長は、一時保護の決定をしたときは、申請をした者については第3号様式により、指定施設の長については第4号様式により通知する。

第8条 一時保護の期間

一時保護の期間は、原則として14日以内とする。

ただし、特別の理由があると認められるときは、福祉事務所長は、指定施設の長と協議して期間を延長することができる。

第9条 福祉事務所の責務

福祉事務所長は、第7条により指定施設に入所した母子等に対し一時保護期間内に、処遇の方向を決定するため、必要な措置を講ずるものとする。

第10条 指定施設の長の責務

指定施設の長は、第7条により指定施設に入所した母子等に対して、必要な保護、相談及び指導を行うほか、保護期間中の生活に関し、次の各号に掲げる援護を行うものとする。

- (1) 電気、ガス、上下水道等の使用及びその負担
- (2) 寝具、炊事用具、什器等の生活用品の貸出、消耗品等の提供
- (3) その他世帯の状況に応じた必要な支援

第11条 入所者の責務

第7条により指定施設に入所した母子等は、指定施設の長に誓約書（第5号様式）を提出し、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品の転貸および、施設外への無断掲出、または他の目的に使用すること。
- (2) 一時保護を許可されていない者を宿泊させること。

(3) 施設の秩序若しくは風紀をみだし、または他人の迷惑となるような行為をすること。

第12条 健康診断の実施

指定施設の長は、第7条により指定施設に入所した母子等に対して、伝染性疾患の有無につき健康診断を受診させるものとする。

第13条 入所の取消

指定施設の長は、第7条により入所した母子等が、次の各号に該当するため、指定施設入所の適格性を欠くに至った場合には福祉事務所長に対して、速やかに指定施設の入所に代わる措置を講ずることを要請することができるものとする。

- (1) 第8条に規定する一時保護の期間をこえた場合
- (2) 第11条に規定する入所者の責務に違背する等の行為が著しい場合
- (3) 健康診断の結果、伝染性の疾患を有すると認められた場合

第14条 入所の終了

指定施設の長は、第7条により入所した母子等の入所が終了した場合、母子緊急一時保護終了報告書（第6号様式）により、福祉事務所長に対し報告を行う。

第15条 実施細目

この要綱について必要な事項は別に定める。

第16条 実施時期

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年9月24日から実施する。

この要綱は、令和5年3月17日から実施する。

第1号様式

母子緊急一時保護申請書

年 月 日						
(あて先)						
福祉事務所長			(申請者)			
住所						
氏名						
<p>川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱による一時保護を受けたいので、指定施設への入所を申請します。</p> <p>なお、一時保護期間中は、福祉事務所及び指定施設の長の指導に従います。</p>						
世帯の状況	現在住んでいるところ					居住期間
						年 月
	氏名	続柄	性別	生年月日	収入及び所持金	備考
	本人					
入所を希望する理由						

第2号様式

母子緊急一時保護依頼書

第 号 年 月 日						
ヒルズすえなが施設長 様						
福祉事務所長 印						
年 月 日付けで申請のあった川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱による指定施設への入所を依頼します。						
入 所 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
入 所 者	居住地					
	氏 名	続柄	性別	生年月日	収入及び所持金	備 考
		本人				
一時保護の理由						

第3号様式の裏

指定施設入所にあたって守るべき事項

指定施設は、入所された方が安心して生活できるよう入所された方の人格を尊重し、必要な援助を行います。入所にあたっては次のことを守ってください。

- 1 指定施設入所中は川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱の趣旨に基づき、福祉事務所長及び指定施設の長の指導に従ってください。
- 2 指定施設入所にあたっては、次の事項を守ってください。
 - (1) 誓約書（第5号様式）を指定施設の長に提出すること。
 - (2) 指定施設には身の回り品以外の物は持ちこまないこと。
 - (3) 入所前に母子ともに健康診断を受けるものとする。ただし、特に緊急性が高くそれが不可能な場合は、入所後すみやかに指定施設の長の指示に従い、母子ともに健康診断を受けること。なお、受診後は診断書を指定施設へ提出すること。
- 3 指定施設に入所中は、自炊による調理等、お子さんの養育に責任を持っていただきます。なお、一時入所中の電気、ガス、水道料は指定施設が負担いたします。
また、寝具、什器等の生活用品を貸与いたします。一部消耗品を提供いたします。
- 4 指定施設に入所中は、次の行為は禁止されています。
 - (1) 居室及び物品を転貸し、他の目的に使用すること。
 - (2) 一時保護を許可されていない方を宿泊させること。
 - (3) 施設の秩序及び風紀をみだし、または他人の迷惑となるような行為をすること。
- 5 指定施設への入所の必要がなくなったとき、一時保護の入所期間を経過したとき、または期間中であっても、入所要件を失ったときは、福祉事務所長及び指定施設の長の指示に従い、すみやかに退所してください。

母子緊急一時保護決定通知書

第 号 年 月 日						
ヒルズすえなが施設長 様 福祉事務所長						
川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱により、次のとおり決定しましたので通知します。 なお、指定施設への入所にあたっては、本通知裏面の記載事項を厳守するよう、本人に通知しています。						
入 所 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
入 所 者	居住地					
	氏 名	続柄	性別	生年月日	収入及び所持金	備 考
		本人				

第4号様式の裏

指定施設入所にあたって守るべき事項

指定施設は、入所された方が安心して生活できるよう入所された方の人格を尊重し、必要な援助を行います。入所にあたっては次のことを守ってください。

- 1 指定施設に入所中は川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱の趣旨に基づき、福祉事務所長及び指定施設の長の指導に従ってください。
- 2 指定施設入所にあたっては、次の事項を守ってください。
 - (1) 誓約書（第5号式）を指定施設の長に提出すること。
 - (2) 指定施設には身の回り品以外の物は持ちこまないこと。
 - (3) 入所前に母子ともに健康診断を受けるものとする。ただし、特に緊急性が高くそれが不可能な場合は、入所後すみやかに指定施設の長の指示に従い、母子ともに健康診断を受けること。なお、受診後は診断書を指定施設へ提出すること。
- 3 指定施設に入所中は、自炊による調理等、お子さんの養育に責任を持っていただきます。なお、一時入所中の電気、ガス、水道料は指定施設が負担いたします。
また、寝具、什器等の生活用品を貸与いたします。一部消耗品を提供いたします。
- 4 指定施設に入所中は、次の行為は禁止されています。
 - (1) 貸与物品の転貸および、施設外への無断掲出、または他の目的に使用すること。
 - (2) 一時保護を許可されていない方を宿泊させること。
 - (3) 施設の秩序及び風紀をみだし、または他人の迷惑となるような行為をすること。
- 5 指定施設への入所の必要がなくなったとき、一時保護の入所期間を経過したとき、または期間中であっても、入所要件を失ったときは、福祉事務所長及び指定施設の長の指示に従い、速やかに退所してください。

母子緊急一時保護終了報告書

年 月 日						
福祉事務所長 様						
ヒルズすえなが施設長						
年 月 日付けで依頼のありました母子緊急一時保護は、次のとおり 終了しましたので報告します。						
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
保 護 理 由						
保 護 を 受 け た 者	氏 名	続柄	性別	生年月日	収入及び所持金	備 考
		本人				
(終了理由) 1 期間満了 2 期間満了前 帰宅 ヒルズすえなが その他の施設 その他の落ち着き先						